

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程 第 95 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 25 条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項及び、評議員の報酬に関し必要な事項、並びに費用弁償の特例について定めるものである。

(報酬を支給する役員及び評議員・報酬額)

第 2 条 本会の役員及び評議員に対する報酬の支給基準は別表 1 のとおりとする。

但し、常務理事については、別に定める業務執行理事の勤務日時等に関する規則に規定する月の勤務日数を越えて勤務をする必要がある場合は、勤務した日数分を按分計算し報酬に加算することができる。

2 賞与及び退職手当については支給しない。

(報酬の支払方法)

第 3 条 報酬の支払日は、当該月分を翌月 10 日までに支給する。

2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があった場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込により支給することができる。

(費用弁償の特例)

第 4 条 報酬を支給する役員及び評議員の費用弁償については、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会の費用弁償等に関する規程（昭和 61 年規程第 10 号）第 2 条第 2 項の規定の適用はないものとする。

(公表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

別表1 役員報酬額

(1) 常務理事	月額 70,000円
(2) (1) 以外の役員	支給しない
(3) 評議員	支給しない